

衆議院文部科学委員会ニュース

平成 25.11.8 第 185 回国会第 4 号

11 月 8 日（金）、第 4 回の委員会が開かれました。

1 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 7 号）

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）日本私立中学高等学校連合会会長	吉 田 晋君
全国専修学校各種学校総連合会常任理事	清 水 信一君
全国高等専修学校協会会長	
京都造形芸術大学芸術学部教授	寺 脇 研君
千葉大学名誉教授	三 輪 定宣君

（質疑者及び主な質疑内容）

山 本ともひろ君（自民）

- ・高校教育は義務教育ではないため授業料の負担は当然とも考えられるが、高校授業料無償化制度をどう捉えているのか、また同制度実施によるメリット、デメリットについて、各参考人の見解を伺いたい。
- ・教育費の公私間格差については、これを是正すべきとの意見がある一方で、公立ではなくあえて私学進学を希望したのだから費用負担は然るべきとの意見があるが、これらの意見に対する各参考人の見解を伺いたい。

笠 浩 史君（民主）

- ・4 年目を迎えた高校授業料無償化制度についての率直な評価を各参考人に伺いたい。
- ・個人情報である世帯収入を学校が取り扱うことには困難が伴う。また、今後においては、同じ学校の中に高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）を支給される生徒と支給されない生徒が出ることとなる。これらに対する懸念についての吉田参考人の見解を伺いたい。

鈴 木 望君（維新）

- ・現行の高校授業料無償化制度が開始された平成 22 年度からの 3 年間における志望者、入学者、進学実績等の動向に与えた影響について、吉田参考人及び清水参考人の見解を伺いたい。
- ・就学支援金の支給対象範囲に、専修学校及び各種学校のうち、中学校卒業程度の者を対象とした国家資格者養成課程の指定を受けたものの在学生徒等を含めることについて、清水参考人の見解を伺いたい。

稲 津 久君（公明）

- ・就学支援金に所得制限を導入すること、これに伴い検討されている奨学のための給付金を創設すること及び特別支援教育就学奨励費を拡充することについて、各参考人の見解を伺いたい。
- ・就学支援金の申請等に係る事務について、東京都は東京都私学財団に委託し一括して受け付けているが、この仕組みを他の地方公共団体でも導入することについて、吉田参考人の見解を伺いたい。

井 出 庸 生君（みんな）

- ・所得制限を導入することによる所得格差の可視化が教育に与える悪影響について三輪参考人の見解を伺いたい。
- ・高校授業料無償化制度を一律に導入するのではなく、奨学金の拡充などを行ったほうが、社会全体によって教育を支援しているとの理解が得られたのではないかと考えるが、寺脇参考人の見解を伺いたい。

宮 本 岳 志君（共産）

- ・現行制度においても、私立高等学校等に対する就学支援金の加算措置を受ける場合には、所得証明書を提出することとされているが、所得制限の導入に伴う私立学校の事務量の負担増加の見込みについての吉田参考人の見解を伺いたい。
- ・後期中等教育の教育費は、OECD インディケータの 2013 年版によると公費・私費の合計に関して OECD の平均は対 GDP 比 1.3% となっているのに対して、我が国は 0.8% となっており最低水準である。この現

状についての三輪参考人の見解を伺いたい。

青 木 愛君（生活）

- ・公私間格差の是正のための私立高等学校等に対する就学支援金の加算や、一定の専修学校（一般課程）及び各種学校への支援の拡大が予定されているが、公立と私立の役割分担について、各参考人の見解を伺いたい。
- ・公立高等学校においては授業料無償が有償となり、生徒が就学支援金の受給資格の認定申請を行うなどの制度変更がなされるが、この変更により、生徒、保護者、教員等が受けるメリットについて、各参考人の見解を伺いたい。

吉 川 元君（社民）

- ・今回の改正は、国際人権A規約（社会権規約）第13条2（b）及び同条2（c）に規定される中等教育及び高等教育における「無償教育の漸進的な導入」に当たると考えるか、三輪参考人の見解を伺いたい。
- ・所得制限の導入は、生徒の学びを社会全体で支えるという高校授業料無償化制度の根本的な考え方を変更するものであると考えるが、寺脇参考人の見解を伺いたい。